平成23年３月15日
第2265号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○生活保護法による介護機関の指定（１３９・福祉政策課）……1
○生活保護法による指定介護機関の変更（１４０・福祉政策課）……1
○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況の公表（１４１・環境整備課）……2
○秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（１４２・水産漁港課）……2
○争議行為の予告（１４３・雇用労働政策課）……4
○都市計画の変更による送付図書の縦覧（１４４～１４６・都市計画課）……4
公　告
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……5
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）……5
○県営土地改良事業工事の完了（北秋田地域振興局農林部）……6
○県営土地改良事業計画の変更（秋田地域振興局農林部）……6
○県営土地改良事業計画の変更（仙北地域振興局農林部）……7
教育委員会告示
○教育委員会会議の開催（３・教育庁総務課）……7
選挙管理委員会告示
○個人演説会等を開催することができる施設の指定（２６）……7

告　　示

秋田県告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の２第１項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の２第１号の規定に基づき、告示する。

平成23年３月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

名　　称	開設者氏名又は名称	所　在　地	サービスの種類	指定年月日
居宅介護支援センター遥か	有限会社サポート昭和	潟上市昭和大久保字北野街道上56番地15	居宅介護支援事業	平成23年１月24日

秋田県告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の２第２号の規定に基づき、告示する。

平成23年３月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

名　　称	開設者氏名又は名称	所　在　地	変　更　事　項		サービスの種類	変更年月日
			変更前	変更後		
虹の街おおまがりケアプランセンター	株式会社　虹の街	大仙市戸蒔字谷地中11－１	大仙市大曲上大町９－２	大仙市戸蒔字谷地中11－１	居宅介護支援事業	平成23年２月１日

グループホームふぁみりぃ	有限会社ふぁみりぃ	大仙市四ツ屋字上古道199－1	大仙市四ツ屋字上古道66－9	大仙市四ツ屋字上古道199－1	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成23年１月22日

秋田県告示第141号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第８条の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し届出があったので、同法第９条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年３月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

１　縦覧に供する書類の名称　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の副本及び添付書類

２　縦覧期間　平成23年３月15日から平成24年３月14日まで

３　縦覧場所　生活環境部環境整備課

秋田県告示第142号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第４条第７項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、同条第10項において準用する同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成23年３月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

１　海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

⑴　本県の水産業は、昭和20年代後半から50年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和50年に34千トン、生産額では昭和52年に140億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

⑵　本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多種少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

⑶　県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年ではハタハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

⑷　漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

⑸　漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データ及び知見の蓄積を図るために、県農林水産技術センター水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

⑹　特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

⑺　海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

２　第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量は、次のとおりである。なお、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については「若干」とされており、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については数量を明示されていない。また、平成23年のさんま、まさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定するとされている。

⑴　平成22年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

ア　すけとうだら

平成22年４月から平成23年３月まで　　若干

イ　まあじ

平成22年１月から12月まで　　若干

ウ　ずわいがに

平成22年７月から平成23年６月まで　　23トン

⑵　平成23年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

ア　すけとうだら

平成23年４月から平成24年３月まで　　若干

イ　まあじ

平成23年１月から12月まで　　若干

ウ　ずわいがに

平成23年７月から平成24年６月まで　　（注）トン

(注)　ずわいがにの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

３　第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項

⑴　すけとうだら

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

⑵　まあじ

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

⑶　ずわいがに

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）とかご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

４　第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

平成23年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海　　域	期　　間	漁獲努力量（隻日）
まがれい	小型機船底びき網漁業（うち手繰第一種漁業）	秋田県地先水面	平成23年９月１日から平成23年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面（ただし、第二種共同漁業権水域を除く）	平成23年２月１日から平成23年３月31日まで	3,099

５　第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成23年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定				漁獲努力量

海洋生物資源	採捕の種類	海　　域	期　　間	（隻日）
まがれい	小型機船底びき網漁業（うち手繰第一種漁業）	秋田県地先水面	平成23年９月１日から平成23年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面（ただし、第二種共同漁業権水域を除く）	平成23年２月１日から平成23年３月31日まで	3,099

６　知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

⑴　まがれい

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、国が作成した「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」の着実な実施を本県として実施する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

さらに、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）及びかれい固定式刺し網漁業（第二種共同漁業権水域を除く）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるように努めるものとする。

７　その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

⑴　海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。

⑵　海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

秋田県告示第143号

平成23年２月７日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第４項の規定に基づき、公表する。

平成23年３月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　事件

⑴　湖東総合病院に関すること

⑵　要員確保に関すること

⑶　賃金に関すること

⑷　労働条件に関すること

⑸　その他

２　日時

平成23年３月16日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

３　場所

鹿角市花輪字向畑18番地	かづの厚生病院
北秋田市下杉字上清水沢16－29	北秋田市民病院
能代市落合字上前田地内	山本組合総合病院
南秋田郡八郎潟町川崎字貝保37番地	湖東総合病院
秋田市飯島西袋一丁目１番１号	秋田組合総合病院
由利本荘市川口字家後38番地	由利組合総合病院
大仙市大曲通町１番地30号	仙北組合総合病院
横手市前郷字八ツ口３番１	平鹿総合病院
湯沢市山田字勇ヶ岡25番地	雄勝中央病院
秋田市八橋南二丁目10番16号	秋田県厚生連本所

４　概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、デイケア、予約検査のための保安要員を除く全部又は一部組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により、横手市長から

都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年３月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　縦覧に供すべき図書
　横手都市計画用途地域の変更の総括図、計画図及び計画書
２　縦覧場所
　秋田市山王四丁目１番１号　建設交通部都市計画課

秋田県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により、横手市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年３月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　縦覧に供すべき図書
　横手都市計画公園（３・４・201号浅舞公園及び３・３・301号梨木公園）の変更の総括図、計画図及び計画書
２　縦覧場所
　秋田市山王四丁目１番１号　建設交通部都市計画課

秋田県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により、横手市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年３月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　縦覧に供すべき図書
　横手都市計画土地区画整理事業（新本町地区土地区画整理事業）の変更（廃止）の総括図、計画図及び計画書
２　縦覧場所
　秋田市山王四丁目１番１号　建設交通部都市計画課

公　　告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第２項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　申請のあった年月日
　平成23年３月３日
２　申請に係る特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人　一縁の会
３　代表者の氏名
　藤　田　　誠
４　主たる事務所の所在地
　横手市
５　定款に記載された目的
　この法人は、諸事情により葬儀を行うことが困難な方々や、葬儀費用が不明瞭なことに不満や疑問を持っている地域住民に対し低価格で安心な葬儀及びそれに関連する事業を行い、社会福祉の推進と消費者保護に寄与することを目的とする。

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所　在　地	地目等	面　積（㎡）	予定価格（円）
1	秋田市中通六丁目165番２	宅地	884.13	41,080,000

2　契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場　所	期　間
1	出納局財産活用課 調整・財産管理班　（電話018－860－2736） 〒010－8570 秋田市山王四丁目１番１号	平成23年３月15日（火）から同年４月14日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

3　入札執行の場所及び日時

番号	場　所	日　時
1	出納局財産活用課入札室	平成23年４月15日（金）午前10時

4　入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を２に掲げる期間内に２に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の４の規定に該当する者を除く。）

5　入札参加申込みに必要な書類等

(1)　個人の場合

住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）

(2)　法人の場合

法人の登記事項証明書

6　入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の５以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

7　入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第４号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8　予定価格

秋田県財務規則附則第７項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9　その他

詳細についての問い合わせ先　秋田県出納局財産活用課（電話018－860－2736）

県営土地改良事業（柄沢地区特定農業用管水路等特別対策事業）につき、その工事を平成22年３月30日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

大潟土地改良区から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第６項において準用する同法第87条第５項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年３月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　縦覧すべき書類の名称

県営土地改良事業（秋田北部３地区基幹水利施設ストックマネジメント事業）変更計画書写し

2　縦覧期間

平成23年３月15日から同年４月12日まで

３　縦覧場所

大潟村役場

大仙市上鶯野字吉田128番地２冨岡弘ほか23人から申請のあった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第６項において準用する同法87条第５項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年３月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

(1)　縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（鶯野地区経営体育成基盤整備事業（面的集積型））変更計画書の写し

(2)　縦覧期間

平成23年３月15日から同年４月12日まで

(3)　縦覧場所

大仙市中仙総合支所

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第３号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成23年３月15日

秋田県教育委員会委員長　北　林　真知子

１　日時

平成23年３月17日午後２時

２　場所

教育委員会委員室

３　案件

(1)　秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について

(2)　教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案について

(3)　教育庁等の職員の任免について

(4)　その他

選挙管理委員会告示

秋選管告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第１項第３号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨能代市選挙管理委員会から報告があったので、同条第４項の規定に基づき告示する。

平成23年３月15日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
能代市檜山地域拠点施設	秋田県能代市檜山字霧山下104番地	平成23年３月２日

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月 3,675円（税込み）
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号